

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和5年那智勝浦町議会第1回臨時会)

令和5年7月11日
9時46分 開 議
於 議 場

日程第1	仮議席の指定	5
日程第2	選 第1号 議長の選挙	6
(以下、日程追加)		
日程第3	決定第1号 議席の指定	8
日程第4	会議録署名議員の指名	8
日程第5	会期の決定	8
日程第6	選 第2号 副議長の選挙	9
日程第7	諸報告	10
日程第8	選 第3号 各常任委員の選任	12
日程第9	選 第4号 議会広報編集委員の選任	13
日程第10	選 第5号 議会運営委員の選任	14
日程第11	議員倫理に関する特別委員会の設置について	15
日程第12	新クリーンセンター建設調査特別委員会の設置について	16
日程第13	議会改革特別委員会の設置について	16
日程第14	選 第6号 那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合議会議員の 選挙	18
日程第15	選 第7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	19
日程第16	選 第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙	21
日程第17	選 第9号 紀南環境衛生施設事務組合議会議員の選挙	22
日程第18	議案第48号 那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改正する 条例	24
日程第19	議案第49号 監査委員の選任について	26
日程第20	議員派遣について	27
(以下、日程追加)		
日程第21	委員会所管事務調査継続調査要求	28
日程第22	特別委員会継続審査要求	28
日程第23	閉会中の継続調査要求	28

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	引 地 稔 治	2番	吾 妻 正 崇
3番	城 本 和 男	4番	曾 根 和 仁
5番	藤 社 和 美	6番	西 太 吉

7番 加藤康高

8番 東信介

9番 松本和彦

10番 津本・光

11番 勝山則子

3. 会議録署名議員の氏名

1番 引地稔治

2番 吾妻正崇

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（17名）

町長 堀順一郎

副町長 瀧本雄之

教育長 岡田秀洋

参事（総務課長） 塩崎圭祐

総務課防災対策室長 増田晋

税務課長 中村崇

住民課長 太田貴郎

福祉課長 仲紀彦

こども未来課長 竹原大二

観光企画課長 吉中秀郎

農林水産課長 村井弘和

建設課長 楠本定

会計管理者 榎本直子

消防長 湯川辰也

教育次長 田中逸雄

水道課長 村上茂

病院事務長 寺本斉弘

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 寺本尚史

事務局主任 上仲映豪

事務局主査 北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

○事務局長（寺本尚史君） 皆さんおはようございます。

第1回臨時会の開会に先立ちまして、今回初めて当選されました議員さんに議員章を佩用させていただきます。

なお、前期に引き続き議員に御当選の方々には既に議員章を佩用されておりますので省略させていただきます。

職員が議席に参りますので、今回初めて御当選になられた方々はお立ちいただきたいと思えます。（議員章佩用）

皆さん、4人の議員さんを拍手をもってお迎えください。（拍手）

どうぞ御着席ください。どうもありがとうございました。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の津本・光議員を御紹介します。

津本議員、よろしくお願いいたします。

〔仮議席6番津本・光臨時議長席に着く〕

○臨時議長（津本・光君） ただいま御紹介されました津本・光です。

本日招集されました令和5年第1回臨時議会の開会に当たり、事務局長の紹介のとおり、地方自治法第107条の規定によって私が臨時に議長の職務を行います。議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、報道各社から議場での写真撮影の許可の申出がありました。臨時議長は議長選挙までの日程についてこれを許可します。

報道関係の皆様をお願いします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

ここで、執行当局の自己紹介をお願いします。

まず、町長、副町長、教育長から自席にて自己紹介をお願いいたします。

〔町長、副町長、教育長自己紹介〕

○臨時議長（津本・光君） 続いて、番外席の課長等を総務課長から紹介願います。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） おはようございます。

番外席職員の紹介をさせていただきます。議員席から向かって左側から紹介させていただきます。

〔福祉課長、こども未来課長、観光企画課長、農林水産課長、総務課防災対策室長、建設課長、教育次長、消防長、水道課長、病院事務長、住民課長、税務課長、会計管理者の紹介〕

最後に私、総務課長塩崎圭祐でございます。どうかよろしくお願いいたします。

以上で番外席職員の紹介を終わらせていただきます。

○臨時議長（津本・光君） 続いて、議会事務局職員を局長から紹介させます。

○事務局長（寺本尚史君） 事務局長の寺本尚史です。どうぞよろしく願いいたします。  
職員を紹介します。

〔事務局職員の紹介〕

どうぞよろしく願いします。

○臨時議長（津本・光君） 次に、議員の自己紹介をお願いします。

現在お座りいただいている席1番から、居住地区及び氏名をお願いします。

〔議員自己紹介〕

○臨時議長（津本・光君） 続いて、町長の御挨拶をお願いいたします。

○町長（堀 順一郎君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日臨時議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

去る6月25日に執行されました那智勝浦町議会議員選挙におきまして、皆様方がめでたく御当選されましたことを衷心よりお喜びを申し上げる次第でございます。

那智勝浦町は、昭和30年の町制施行以来、町議会の諸先輩方や住民一人一人のたゆまざる努力により、着実に町政が進展を続けてまいりました。新しい議員の皆様をお迎えするに当たり、この場をお借りしまして私が町長に就任以来取り組んでまいりましたことを、また今後の取組について簡単に申し上げたいと存じます。

まず、防災・減災対策でございます。近い将来発生が予想されております南海トラフに係る地震への対策として、津波浸水域にあり老朽化していた消防本部の高台移転や、津波避難困難地域解消に向けた津波避難タワー等の施設整備を行ってまいりました。本年度からは築地地区の津波避難困難地域の解消に向けて施設整備を開始しているところでございます。

また、消防・防災センターの設置をきっかけといたしまして、職員の能力向上のために消防・救急・防災に関する訓練を行うなど、ハード、ソフト両面での防災・減災対策に取り組んでいるところでございます。今後とも住民の皆様方の安心・安全につながる取組を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、子ども・子育て支援、高齢者支援でございます。これまで赤ちゃん誕生祝い金及び結婚新生活支援補助金の新設や、高校生の通学費の補助、あるいは公園の遊具等の整備を行ってまいりました。木戸浦グラウンドにつきましても芝生化を行ったところでございますが、今後は多目的広場の設置や親子で集える公園の整備等を引き続き進めてまいります。また、令和5年度からは子ども・子育て支援の拡充を図るために福祉課を分課をし、こども未来課の新設を行ったところでございます。学校給食につきましても、県内で唯一未実施であった中学校の給食を令和2年度の夏から実施をしまして、本年2学期からは小学生、中学生の給食費の無償化を実施してまいります。また、高齢者福祉につきましてもは町営バスの路線拡大、75歳以上の方々の運賃の無償化、あるいは専門人材を活用した新たな介護予防行事の実施、体育文化会館

への健康増進器具の設置を行っているところでございます。

続いて、観光振興への取組でございます。観光のまちとして持続可能な観光地域づくりを目指しまして情報収集や分析、国内外からの観光客の受入れ、環境整備を行うため、令和2年度に那智勝浦町観光機構を設立をいたしました。設立以降は、観光地域づくり法人の登録を受け、観光庁をはじめとするあらゆる支援を活用し、宿泊客の増加に向けて町と協力しながら様々な事業に取り組んでいるところでございます。この3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により本町の基幹産業である観光業や商工業はかつてないほどの大打撃を受けましたが、コロナウイルスの分類が見直しをされ、これからは多くの方々にお越しをいただき、地域の経済が活性化するよう力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

続いて、脱炭素への取組でございます。当町の豊かな自然を次の世代へ引き継いでいくために、町民や事業者等と一丸となって二酸化炭素排出量削減に取り組むため、県内でいち早く令和2年12月にゼロカーボンシティ宣言を宣言をいたしました。このたび、環境省の補助金が採択をされましたので、町民の方々や事業者の方々への太陽光パネルや省エネ機器の補助事業等を開始しているところでございます。

最後に、クリーンセンターの建設について申し上げます。町民の生活に欠かすことができないクリーンセンターの建て替えにつきましては十数年来全く進展がございましたが、私町長就任以後すぐに、財政面、環境面、利便性を十分検討し、設置場所を決定をいたしました。その後、用地買収、造成工事を進め、令和7年度中の完成を目指して今年度から本体工事に着手をしていく予定でございます。

以上、簡単に御説明申し上げます。今後とも財政規律を維持しながら、防災・減災対策の推進、住民福祉の充実、経済・産業の発展等に取り組み、住んでよかった、住み続けたい、住んでみたいと言っていただけのようなまちづくりを目指して頑張りたいと思います。議員の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、初議会に当たりまして、皆様方に心からの祝意を表しますとともに、今後一層御健勝にて御活躍されるよう御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時46分 開会

○臨時議長（津本・光君） ただいまから令和5年第1回那智勝浦町議会臨時会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時46分 開議

○臨時議長（津本・光君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（津本・光君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 吾妻正崇 | 2番 | 勝山則子 |
| 3番 | 加藤康高 | 4番 | 城本和男 |
| 5番 | 曾根和仁 | 6番 | 津本・光 |
| 7番 | 藤社和美 | 8番 | 西太吉 |
| 9番 | 東信介 | 10番 | 引地稔治 |
| 11番 | 松本和彦 | | |

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 選第1号 議長の選挙

○臨時議長（津本・光君） 日程第2、選第1号議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、指名推選と投票による方法があります。いずれの方法によって行いますか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（津本・光君） 投票との声がありますので、議長の選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（津本・光君） ただいまの議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番藤社君及び10番引地君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（津本・光君） 投票は単記無記名です。候補者の氏名のみを正確に記載してください。

再度申し上げます。投票は単記無記名です。候補者の氏名のみを正確に記載してください。投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（津本・光君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（津本・光君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○臨時議長（津本・光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（津本・光君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7 藤社君及び10番引地君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（津本・光君） 開票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

曾根和仁君 11票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

曾根和仁君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（津本・光君） ただいま議長に当選されました曾根和仁君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

曾根和仁君、議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○4番（曾根和仁君） このたび、皆様の全会一致での御推挙により議長に就任させていただきましたこと、感謝いたしますと同時に、責任の重さを痛感しております。議会運営につきましては公平公正を第一に心がけてまいりますので、円滑な進行ができますよう皆様方の御協力をどうかよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（津本・光君） 以上で臨時議長の私の職務が終了しましたので、議長と交代します。

御協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着きください。

〔5番曾根和仁議長席に着く〕

○議長（曾根和仁君） 議事打合せのため、暫時休憩します。

なお、これより議会の人事に移ります。当局の皆様におかれては、午後の議案まで休憩ください。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時57分 休憩

10時19分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

報道各社から議場での写真撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しました第1回臨時会日程表（追加日程1）を追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、お手元に配付の追加日程1のとおり、日程第3、決定第1号議席の指定から日程第17、議員派遣についてまでを追加することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 決定第1号 議席の指定

○議長（曾根和仁君） 日程第3、決定第1号議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長が定めることになっておりますが、公正を期するため、くじ引により決定したいと思います。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時20分 休憩

10時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

それでは、局長より議席番号、氏名を発表させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） それでは、朗読します。

議席1番引地稔治議員、2番吾妻正崇議員、3番城本和男議員、4番曾根和仁議員、5番藤社和美議員、6番西太吉議員、7番加藤康高議員、8番東信介議員、9番松本和彦議員、10番津本・光議員、11番勝山則子議員。

以上です。

○議長（曾根和仁君） ただいま局長の報告のとおり議席を指定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（曾根和仁君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

1番引地稔治君、2番吾妻正崇君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 会期の決定

○議長（曾根和仁君） 日程第5、会期の決定を議題とします。

告示日にお配りしました議事予定表について局長から説明させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 告示日にお配りさせていただいております議事予定表について御説明申し上げます。

〔議事予定表朗読〕

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ただいま局長説明のとおり、会期は本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 選第2号 副議長の選挙

○議長（曾根和仁君） 日程第6、選第2号副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、指名推選と投票による方法があります。いずれの方法によって行いますか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 投票との声がありますので、副議長の選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（曾根和仁君） ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番引地君及び3番藤社君を指名します。

失礼しました。5番藤社君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（曾根和仁君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。候補者の氏名のみを正確に記載してください。

再度申し上げます。投票は単記無記名です。候補者の氏名のみを正確に記載してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（曾根和仁君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（曾根和仁君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番引地君及び5 番藤社君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（曾根和仁君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

城本和男君 10票

津本・光君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

城本和男君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（曾根和仁君） ただいま副議長に当選されました城本和男君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

城本和男君、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○3番（城本和男君） ただいま御選任をいただきました。ありがとうございます。浅学非才ではございますが、議長の下でしっかりと議会運営、務めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 諸報告

○議長（曾根和仁君） 日程第7、諸報告を行います。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） それでは、先刻の御挨拶に引き続きまして、諸報告をさせていただきます。

まず、観光の状況につきまして御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限の緩和や訪日外国人観光客の受入れが大幅に緩和されたことから、国内旅行者や日本を訪れる海外旅行者も急速に回復をしているところでございます。当町の宿泊客数につきましては、令和5年、本年3月、4月においては約7万

1,000人でございます。そのうち外国人観光客につきましては同時期宿泊が8,000人ということでございます。令和元年と同水準まで戻ってきているところでございます。

令和5年3月には、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりのモデル観光地に、奈良県の南部とセットで全国11か所のエリアの一つとして選定をされたところでございます。現在、エリア観光に関しまして奈良県南部と共同でマスタープランの策定に向けて協議を進めており、マスタープラン策定後、約5年程度観光庁の集中的な支援を受けられる見込みでございますので、高付加価値、インバウンド客の集客につながるよう、合同エリア内の各市町村や観光団体と連携をし、取組を進めてまいりたいと思っております。地域一体となって取り組む宿泊施設や観光施設等の高付加価値化改修等を支援する観光庁の地域一帯となった観光地、観光産業の再生、高付加価値化事業に宿泊業、飲食業の8業者とともに応募申請をしているところでございます。

次に、脱炭素に向けての取組について申し上げます。

二酸化炭素排出量削減による地球温暖化防止及び環境保全を推進をし、ゼロカーボンシティの実現に向けた環境負荷の少ないまちづくりの実現のために応募いたしました環境省の重点対策加速化事業に採択されたことを受け、これから町民の方々や事業者の方々への太陽光パネルや省エネ機器等の補助事業を開始をいたします。

続いて、防災・減災対策について申し上げます。築地地区の津波避難施設整備につきましては、本年度に地質調査、詳細設計を行います。設計業務におきまして入札が終了し、業者が決定しているところでございます。築地地区の津波避難困難地域を解消するための施設整備ではございますが、産業や観光の拠点として景観や文化に調和をし、観光客を含めた多くの方々にも御利用いただけるものとなるよう関係者と協議を重ねてまいります。

続いて、新型コロナウイルス感染症の関係で御報告を申し上げます。感染状況につきましては、5類移行後緩やかに少し増加傾向にございますが、そのような中、今後のワクチン接種につきましては、高齢者及び基礎疾患をお持ちの方々の1回目の集団接種を6月21日に終了したところでございます。9月以降は高齢者を含め接種を希望する全ての方々を対象として、集団接種だけでなく、医療機関での個別接種を実施できるよう体制を整えてまいります。詳細が決まり次第周知してまいります。町民の皆様方におかれましては、引き続き基本的な感染対策をお願い申し上げます。

以上が報告でございます。

次に、本議会に提案してございます議件の概要について御説明を申し上げます。

本来であれば、一般選挙後の初議会は議会の内部構成を決定するためのものであり、議案の上程は控えるものと考えておりますが、第2回定例会の開会が早かったこともあり、どうしても必要な議案につきまして今回上程をさせていただいているところでございます。誠に恐縮ではございますが、どうか御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本議会に提案しております議件は2件でございます。その内訳は、条例の一部改正1件、監査委員の選任1件でございます。

議案第48号は、建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例につきましては、大谷残土処理場への建設発生土の搬入量が減少していることから、町内での公共事業による建設発生土に加えて町外での公共工事による建設発生土も受け入れることができるよう改正するものでございます。

議案第49号につきましては、監査委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。その詳細につきましては担当課長より御説明申し上げますので、何とぞ御審議をいただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（曾根和仁君） 以上で諸報告を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時42分 休憩

10時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 選第3号 各常任委員の選任

○議長（曾根和仁君） 日程第8、選第3号各常任委員の選任を行います。

本件については、委員会条例第6条第4項により、議長が会議に諮って指名することになっております。

選出の方法について、お手元に配付の常任委員会の委員選出要領のとおり、議員はどちらかの常任委員会に所属するものとします。

まず、総務経済常任委員会について希望を聞きます。定員を上回る場合は抽せんします。

以上の要領で選出し、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、選出の方法について、お手元に配付の常任委員会委員選出要領のとおり、議員はどちらかの常任委員会に所属するものとします。

まず、総務経済常任委員会について希望を聞きます。定員を上回る場合は抽せんします。

以上の要領で選出し、議長において決定します。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時45分 休憩

10時57分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） では、再開します。

常任委員会委員を局長から報告させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 報告いたします。

総務経済常任委員会です。3番城本和男議員、6番西太吉議員、7番加藤康高議員、8番東信介議員、9番松本和彦議員。

教育厚生常任委員会です。1番引地稔治議員、2番吾妻正崇議員、5番藤社和美議員、10番津本・光議員、11番勝山則子議員。

以上です。

○議長（曾根和仁君） ただいま局長報告のとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、各常任委員はただいま局長報告のとおり選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 選第4号 議会広報編集委員の選任

○議長（曾根和仁君） 日程第9、選第4号議会広報編集委員の選任を行います。

本件については、議会広報発行に関する条例第3条第3項により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

議会広報編集委員に2番吾妻正崇君、5番藤社和美君、6番西太吉君、7番加藤康高君、9番松本和彦君、11番勝山則子君を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議会広報編集委員に2番吾妻正崇君、5番藤社和美君、6番西太吉君、7番加藤康高君、9番松本和彦君、11番勝山則子君を選任することに決定しました。

休憩します。

休憩中に、各常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

総務経済常任委員会を第一委員会室で、教育厚生常任委員会を第二委員会室で開催し、終了後、議会広報編集委員会を第一委員会室で開催してください。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時00分 休憩

13時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） それでは、再開します。

各常任委員長、副委員長、議会広報編集委員長、副委員長を局長より報告させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 委員長の報告をいたします。

総務経済常任委員長に加藤康高委員、副委員長に松本和彦委員。

次に、教育厚生常任委員長に藤社和美委員、副委員長に勝山則子委員。

議会広報編集委員長に5番藤社和美委員、副委員長に2番吾妻正崇委員。

以上、選出されました。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 選第5号 議会運営委員の選任

○議長（曾根和仁君） 日程第10、選第5号議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員は6人です。

各常任委員会から3名を選出していただき、選任したいと思います。

各常任委員会で選出し、議長まで報告してください。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時01分 休憩

13時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

お諮りします。

議会運営委員に2番吾妻正崇君、5番藤社和美君、6番西太吉君、7番加藤康高君、8番東信介君、11番勝山則子君を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議会運営委員に2番吾妻正崇君、5番藤社和美君、6番西太吉君、7番加藤康高君、8番東信介君、11番勝山則子君を選任することに決定しました。

休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時02分 休憩

13時49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

議会運営委員会の委員長、副委員長を局長より報告させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 議会運営委員長、副委員長を報告いたします。

議会運営委員長に7番加藤議員、副委員長に6番西議員が選出されました。

以上です。

○議長（曾根和仁君） お諮りします。

議員倫理に関する特別委員会の設置について、新クリーンセンター建設調査特別委員会の設置について、議会改革特別委員会の設置について、それぞれ日程に追加し、それに伴い日程を一部変更して、ただいまお手元に配付しました第1回臨時会日程表（追加日程1）の追加変更のおおりにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議員倫理に関する特別委員会の設置について、新クリーンセンター建設調査特別委員会の設置について、議会改革特別委員会の設置について、それぞれ日程に追加し、それに伴い日程を一部変更して、第1回臨時会日程表（追加日程1）の追加変更のおおりにすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議員倫理に関する特別委員会の設置について

○議長（曾根和仁君） 日程第11、議員倫理に関する特別委員会の設置についてを議題とします。議員倫理特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議員倫理特別委員会を設置することに決定しました。お諮りします。

特別委員会の人数についていかがいたしますか。

〔「議長一任」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 議長一任とのことですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、特別委員会の人数については議長に一任されました。人数は6人とし、各常任委員会から3名を選出していただき、選任したいと思います。各常任委員会で選出し、議長まで報告してください。休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時51分 休憩

13時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

お諮りします。

議員倫理特別委員会の人数は6人とし、特別委員に2番吾妻正崇君、3番城本和男君、5番藤社和美君、7番加藤康高君、8番東信介君、11番勝山則子君を選任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議員倫理特別委員会の人数は6人とし、特別委員に2番吾妻正崇君、3番城本和男君、5番藤社和美君、7番加藤康高君、8番東信介君、11番勝山則

子君を選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 新クリーンセンター建設調査特別委員会の設置について

○議長（曾根和仁君） 日程第12、新クリーンセンター建設調査特別委員会の設置についてを議題とします。

新クリーンセンター建設調査特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、新クリーンセンター建設調査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

特別委員会の名称、人数等についていかがいたしますか。

〔「議長一任」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 議長一任とのことですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、特別委員会の名称、人数等については議長に一任されました。

お諮りします。

特別委員会の名称は、新クリーンセンター建設調査特別委員会とし、人数は10人とし、特別委員に1番引地稔治君、2番吾妻正崇君、3番城本和男君、5番藤社和美君、6番西太吉君、7番加藤康高君、8番東信介君、9番松本和彦君、10番津本・光君、11番勝山則子君を選任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、特別委員会の名称は新クリーンセンター建設調査特別委員会とし、人数は10人とし、特別委員に1番引地稔治君、2番吾妻正崇君、3番城本和男君、5番藤社和美君、6番西太吉君、7番加藤康高君、8番東信介君、9番松本和彦君、10番津本・光君、11番勝山則子君を選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議会改革特別委員会の設置について

○議長（曾根和仁君） 日程第13、議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

議会改革特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議会改革特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

特別委員会の名称、人数等についていかがいたしますか。

〔「議長一任」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 議長一任とのことですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、特別委員会の名称、人数等については議長に一任されました。

お諮りします。

特別委員会の名称は議会改革特別委員会とし、人数は10人とし、特別委員に1番引地稔治君、2番吾妻正崇君、3番城本和男君、5番藤社和美君、6番西太吉君、7番加藤康高君、8番東信介君、9番松本和彦君、10番津本・光君、11番勝山則子君を選任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、特別委員会の名称は議会改革特別委員会とし、人数は10人とし、特別委員に1番引地稔治君、2番吾妻正崇君、3番城本和男君、5番藤社和美君、6番西太吉君、7番加藤康高君、8番東信介君、9番松本和彦君、10番津本・光君、11番勝山則子君を選任することに決定しました。

休憩します。

休憩中に各特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。開催順は、新クリーンセンター、議会改革、議員倫理の順でお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時55分 休憩

14時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

日程第14、選第6号那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合議会議員の選挙を行います。

失礼しました。

各特別委員会の委員長、副委員長を局長より報告させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 特別委員会の委員長を報告いたします。

新クリーンセンター建設調査特別委員長に3番城本委員、副委員長に6番西委員です。

そして次に、議会改革の特別委員会委員長に10番津本委員、副委員長に9番松本委員。

そして、議員倫理特別委員長に8番東委員、副委員長に11番勝山委員が選出されましたので報告いたします。

○議長（曾根和仁君） お諮りします。

ただいまお手元に配付しました第1回臨時会日程表（追加日程2）のとおり日程を追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、お手元に配付の追加日程2のとおり、委員会所管事務調

査継続調査要求、特別委員会継続審査要求、閉会中の継続調査要求を日程に追加することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 選第6号 那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合議会議員の選挙

○議長（曾根和仁君） 日程第14、選第6号那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合議会議員の選挙を行います。

那智勝浦町長から議長宛て文書が届いておりますので、局長より朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

令和5年7月6日付、町長から議長宛てに届いております。

那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合議会議員の選出について。

表記の件について、那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合同規約第5条第2項の規定により、那智勝浦町から選出される議員を選挙されるよう通知します。

記。

議員の定数5名。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ただいま局長朗読のとおりです。

お諮りします。

この選挙の方法については、指名推選と投票による方法がありますが、いずれの方法によって行いますか。

〔6番西太吉君「議長、動議」と呼ぶ〕

6番西君。

○6番（西太吉君） この選挙につきましては、指名推選で行っていただきたく動議を提出いたします。

その方法につきましては、希望者を募り、希望者が多い場合はくじ引で決定し、議長から指名する形でお願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） ただいま6番西君からの選挙の方法については指名推選との動議が提出されました。

この動議は賛成者がおりますので成立しました。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法についてはいかががしますか。

〔「議長一任」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 議長一任の声がありますが、議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時25分 休憩

14時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合議会議員に、5番藤社和美君、6番西太吉君、7番加藤康高君、8番東信介君、10番津本・光君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました5番藤社和美君、6番西太吉君、7番加藤康高君、8番東信介君、10番津本・光君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議長において指名しました5番藤社和美君、6番西太吉君、7番加藤康高君、8番東信介君、10番津本・光君が当選されました。

ただいま当選されました5番藤社和美君、6番西太吉君、7番加藤康高君、8番東信介君、10番津本・光君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

8番東信介君、当選者を代表して当選承諾及び挨拶をお願いします。

8番東君。

○8番（東 信介君） こんにちは。那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合の議員に5名の議員が選任され、委嘱されました。那智勝浦町議会を代表された5人でしっかり一部事務組合の議会をやっていきたいと、頑張っていきたいと思いますので、これからもよろしくお願いたします。ありがとうございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 選第7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（曾根和仁君） 日程第15、選第7号和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から議長宛て文書が届いておりますので、局長より朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

令和5年5月22日付で和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長より議長宛て依頼が届いております。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙依頼書。

令和5年5月22日告示の和歌山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）議会議員選挙につき、広域連合規約第8条及び第9条の規定により貴町議会において下記のとおり選挙いただき、その選挙結果を「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告書」により報告いただきますようよろしく申し上げます。

記。

那智勝浦町議会で選挙すべき人数1人。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ただいま局長朗読のとおりです。

お諮りします。

この選挙の方法については、指名推選と投票による方法がありますが、いずれの方法によって行いますか。

〔6番西太吉君「議長、動議」と呼ぶ〕

6番西君。

○6番（西 太吉君） この選挙につきましても指名推選で行っていただきますよう動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） ただいま6番西君から選挙の方法については指名推選との動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法についてはいかががしますか。

〔「議長一任」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 議長一任の声がありますが、議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に5番藤社和美君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました5番藤社和美君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議長において指名しました5番藤社和美君が当選されました。

ただいま当選されました5番藤社和美君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

藤社和美君、当選承諾及び挨拶をお願いします。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 指名いただきました藤社和美でございます。一生懸命やっておりますので、協力よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 選第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙

○議長（曾根和仁君） 日程第16、選第8号紀南環境広域施設組合議会議員の選挙を行います。

紀南環境広域施設組合事務局長から議長宛て文書が届いておりますので、局長より朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

令和5年6月19日付、紀南環境広域施設組合事務局長より議長宛て依頼書が届いております。

紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について。

このことについて、紀南環境広域施設組合同規約第5条第2項の規定により、那智勝浦町から選出される議員を選挙されるよう通知します。

記。

1、議員の定数2名。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ただいま局長朗読のとおりです。

お諮りします。

この選挙の方法については、指名推選と投票による方法がありますが、いずれの方法によって行いますか。

〔6番西太吉君「議長、動議」と呼ぶ〕

6番西君。

○6番（西太吉君） この選挙につきましても指名推選で行っていただきたく動議を提出いたします。

以上です。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） ただいま6番西君から選挙の方法については指名推選との動議が提出され

ました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法についてはいかががしますか。

〔「議長一任」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 議長一任の声がありますが、議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

紀南環境広域施設組合議会議員に私と5番藤社和美君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました私と5番藤社和美君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議長において指名しました私と5番藤社和美君が当選されました。

ただいま当選されました私と5番藤社和美君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

藤社和美君、当選承諾及び挨拶を当選者を代表してお願いします。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 指名推選いただきました藤社和美でございます。皆様の協力の下、しっかりとやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 選第9号 紀南環境衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長（曾根和仁君） 日程第17、選第9号紀南環境衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

那智勝浦町長より議長宛て文書が届いておりますので、局長より朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

令和5年7月6日付、町長より議長宛て文書が届いております。

紀南環境衛生施設事務組合議会議員の選出について。

表記の件について、紀南環境衛生施設事務組合規約第5条第2項の規定により那智勝浦町か

ら選出される議員を選挙されるよう通知します。

記。

議員の定数2名。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ただいま局長朗読のとおりです。

お諮りします。

この選挙の方法については、指名推選と投票による方法がありますが、いずれの方法によって行いますか。

〔6番西太吉君「議長、動議」と呼ぶ〕

6番西君。

○6番（西 太吉君） この選挙につきましても指名推選で行っていただきたく動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） ただいま6番西君から選挙の方法については指名推選との動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法についてはいかががしますか。

〔「議長一任」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 議長一任の声がありますが、議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

紀南環境衛生施設事務組合議会議員に私と5番藤社和美君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました私と5番藤社和美君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議長において指名しました私と5番藤社和美君が当選されました。

ただいま当選されました私と5番藤社和美君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

藤社和美君、当選承諾及び挨拶を当選者を代表してお願いします。

5番藤社君。

- 5番（藤社和美君） 指名推選いただき、当選させてもらいました藤社和美でございます。曾根議員と一緒にしっかりこちらのほうもやっていきたいと思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第48号 那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（曾根和仁君） 日程第18、議案第48号那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

- 建設課長（楠本 定君） 議案第48号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第48号朗読〕

お手元に配付させていただいておりますA4サイズ横置き的那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例関係資料、新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正は、右の欄、改正前の条例第1条、町内の公共工事の施工に伴って発生する残土を適正に処理し、公共工事の円滑な運営並びに生活環境の保全に資するため、建設残土処理場（以下「処理場」という。）を設置するの条文から、下線部分「町内の」という文言を削り、左の欄、改正後のとおり改めるものでございます。

平成23年紀伊半島大水害による災害現場から出る大量の土砂搬入先として、天満、大谷地区の町有山林に町営の残土処理場を建設した後、天満区民の皆様の御理解と御協力の下、天満区と確約を結び、平成26年度から町内の災害現場から出る土砂の搬入を行ってまいりましたが、国の那智川流域砂防堰堤が完成していることなどから、今後町内の災害関連事業から出る土砂の搬入が多く見込めない状況となりましたので、天満区に町内で出る災害残土以外の土砂も搬入できないか相談とお願いをさせていただきましたところ、区民の皆様の多大なる御理解と御協力により、今年に入り従前の確約を取り消して新たな確約を結び、町内及び災害現場から出る土砂に限らず公共工事全般から出る土砂であれば搬入できることになりましたので、今回条例の改正をお願いさせていただきました。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

1番引地君。

- 1番（引地稔治君） すいません、確認なんですけど、この町内というのを取るということは、想定されるのは国交省の自動車道の土らも持ってくるということで、一番先に頭にくるのはそれかなと思うんですけど、今現状のこの用地の堆積、運んでいる量ですね、ほんで残りどれくらいあるのかと、近々にその町外から持ってくるという残土の量が予定あるのかないのか、そ



れもちょっとお聞かせください。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 現在、搬入実績でございますけれども、収入、使用料ベースでいいますと約61万8,000立方メートル、実際現場で実測しますと約45万5,000立方メートル、造成計画に必要な80万立方メートルに対しましてまだ30万以上の余裕がございます。

そして、町外からの搬入予定でございますけれども、今のところまだ国、県への周知を行っておりませんので、搬入の予定はございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） 45万、80万、あと半分ぐらいあるということかな。23年の災害のときにこのような状態になった。ほんで今、日本全土で土砂、いろいろな災害が起きてなってるでしょう、土石流とかそういうことで。ほんでまたね、この線状降水帯でそんなんでこの町がまた起きたときとかね、そんなときにそれも含め、河川のしゅんせつの工事とかそういうので町内の災害とかそういう残土が処理するスペースに置いててもええんじゃないかと。スペースが、そういうところまたここ完全に埋めて、町外から持ってきた残土で埋まってしまってね、ほんでまた処理する場がないよというそういう心配をちょっとあるものでね、そういう心配はないんですかね。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 大谷地区残土処理場につきましては、造成計画では80万立方メートルとなつてございますけれども、最大収容土量としましては100万立方メートルを見込んでおります。残り20万立方メートル谷をさらに埋めることが可能でございますので、20万立方メートルまでは余裕を持たせている状態でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） そうしたらね、これから災害時起きたときにもスペースがあると。ほんでまた、これは県工事になるんかな、県工事で河川のしゅんせつとかね、ダムの、小匠ダムの流域も堆積してきているじゃないですか。そういう残土の処理も含めてあの長年にわたってこれ公共工事を行うのに、うちの町内でまた処分場が要るんじゃないかという、そういう心配する懸念というのは大丈夫ですかね。そこだけ一点だけ確認させてください。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 紀伊半島大水害による残土の量につきましては、砂防堰堤事業、あと太田川、那智川の県の河川改修を伴う災害復旧事業等ございまして、それらが約30万立方メートルずつというような割り振りもございます。ですので、20万立方メートルあればかなり大型の公共事業、災害が来てもまだ埋めれる余力はあるんじゃないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 僕もちょっとその辺心配で、庁舎移転される言うて、どうせ高台へ行くんやさか、そこの整備もせなあかんさかその残土も出てくるんやなと思って、その心配はないということなんですけど、この文言の中の町内のという文言を消したということで、例えば残土の搬入の単価、燃料代も重機のリース代も上がってきやると思うんですけど、町内と町外とかという形で考えてある、全体的に単価の変更というのも考えんと、この条例の関係出てきてあるんか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 単価設定につきましては、県内の残土処分場の近隣の単価を参考に本町でも設定させていただいておるところでございます、その残土のほとんどでは県外、県内限らず1立方メートル当たりの単価あるいはトン当たりの単価は同じでありますので、特に町外、町内関係なく単価を設定して、今後もしっていく方針でございます。

そして、単価の値上げにつきまして、最近の電気代高騰でありますとか燃料代高騰によりまして経費が上がってきているのは事実でございますので、近隣の状況を見ながら、上げなければならぬ状況になったときには単価の値上げのお願いをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第49号 監査委員の選任について

○議長（曾根和仁君） 日程第19、議案第49号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって津本君の退場を求めます。

〔10番 津本・光君 除斥〕

○議長（曾根和仁君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第49号について御説明申し上げます。

〔議案第49号朗読〕

本議案につきましては、本町の2名の監査委員のうち、議員のうちから1名の監査委員を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第49号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

〔10番 津本・光君 着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議員派遣について

○議長（曾根和仁君） 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、和歌山県町村議会議長会、全議員研修会等に議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

なお、閉会中の議会で、議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（曾根和仁君） 日程第21、委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

総務経済、教育厚生各常任委員長及び議会運営委員長から、その所管事務について引き続き調査研究を行う必要があるため、次の定例会までの継続調査の申出が議長宛て届いております。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、各委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22 特別委員会継続審査要求

○議長（曾根和仁君） 日程第22、特別委員会継続審査要求を議題とします。

新クリーンセンター建設調査特別委員会、議会改革特別委員会、議員倫理特別委員会の各委員長から、その審査事項について引き続き調査研究を行う必要があるため、審査終了まで継続審査の申出が議長宛て届いております。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、審査終了まで継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、各委員長から申出のとおり、審査終了まで継続審査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 閉会中の継続調査要求

○議長（曾根和仁君） 日程第23、閉会中の継続調査要求を議題とします。

議会広報編集委員長から、議会広報編集事務について閉会中も引き続き調査を行う必要があるため、閉会中の継続調査の申出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

議会広報編集委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議会広報編集委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

閉会中の議会で、議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製等にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回那智勝浦町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時56分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 本日は、皆様方の御協力をいただき円滑に議事を進めることができました。無事に本町議会の新体制をスタートすることができ、誠にありがとうございます。本町の議会、今年度から11名となりましたので、那智勝浦町イレブンとして一致協力して町民のために努力してまいりましょう。

さて、来る7月14日には那智の扇祭りが4年ぶりに本来の姿で催行される運びです。例年、扇祭りが終わると梅雨も明け、夏本番の到来となります。今年は特に暑さが厳しいという予報もありますので、皆様方におかれてはくれぐれも御自愛くださいますことをお願いして閉会の御挨拶といたします。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきまして、正副議長の選出等、議決機関として新たな構成が整いましたこと、誠に喜ばしく、深く敬意を表する次第でございます。議会と私ども執行当局は車の両輪に例えられますが、議会の御意見を十分に尊重をし行政執行に当たってまいりたいと考えてございます。何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

那智勝浦町議会臨時議長 津本・光

那智勝浦町議会議長 曾根和仁

会議録署名議員 引地稔治

会議録署名議員 吾妻正崇